現場説明書（令和7年10月1日以降適用）

工事名：R8鳴土　瀬戸港線　鳴・瀬戸北泊　側溝修繕工事

工　程

1 他工事等との調整 （対象　無）

2 施工の制限（対象　無）

3 作業時間帯（対象　無）

4 工事履行報告書（対象　無）

5 その他（対象　無）

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード（対象　無）

2 仮置ブロック（対象　無）

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書（現場着手時）」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査（対象　無）

2 支障物件の撤去（対象　無）

3 立木の置き場所（対象　無）

4 その他（対象　無）

公 害 対 策

1 事業損失防止対策（対象　無）

2 濁水処理（対象　無）

3 低騒音型・低振動型建設機械（対象　無）

4 六価クロム溶出試験（対象　無）

安 全 対 策

1 交通安全施設等（対象　有）

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2 交通誘導警備員（対象　有）

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	5日
交通誘導警備員B	10人（交替要員無し）

3 足場通路等からの墜落防止措置（対象　無）

4 建設用防護管（対象　無）

現場説明書（令和7年10月1日以降適用）

工事名：R8鳴土　瀬戸港線　鳴・瀬戸北泊　側溝修繕工事

建 設 副 産 物

1 建設発生土の利用（対象　無）

2 建設発生土の搬出（対象　有）

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事等に搬出することを見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	高島資材置き場
箇所又は住所	鳴門市鳴門町高島
運搬距離	L=13km以下
作業時間帯	

3 再生利用のための建設副産物の搬出（対象　有）

1　受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2　受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3　自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4　受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥	その他
対象物	○	○		○	

4 最終処分のための建設副産物の搬出（対象　無）

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用（対象　無）

6 建設汚泥の中間処理方法等（対象　無）

7 建設汚泥処理土の利用（対象　無）

8 建設汚泥処理土の搬出（対象　無）

9 剥ぎ取り表土の利用（対象　無）

10 一般廃棄物の搬出（対象　無）

11 根株等の利用（対象　無）

12 根株処理工の出来高の算出（対象　無）

工 事 用 道 路

1 工事用道路等の補修（対象　無）

仮 設 備

1 床掘（対象　有）

床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

2 鋼矢板等の打込引抜工法（対象　無）

現場説明書（令和7年10月1日以降適用）

工事名：R8鳴土　瀬戸港線　鳴・瀬戸北泊　側溝修繕工事

3 仮設防護柵工（対象　無）

4 仮締切り（土留）（対象　無）

5 鋼矢板二重締切（対象　無）

6 水替施設（対象　無）

7 異常出水の処置（対象　無）

そ の 他

1 図面の電子納品（対象　有）

本工事で提供する発注図面は、CADデータ（SFC形式）であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略（対象　無）

※（対象　無）の場合は、標準断面図板の設置が必要である。

3 しゅん工標設置の省略（対象　無）

※（対象　無）の場合は、しゅん工標の設置が必要である。

4 施工計画書（対象　無）

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（低入札工事）においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務（対象　無）

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※（対象　無）

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務（兼務届を提出する場合）し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議（三者以上の会議を含む）を実施する。

①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
②現場条件が特殊である工事
③施工に要する技術が新規又は高度である工事
④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。
なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者（下請）の主任技術者を加え会議を実施する。
また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定（対象　無）

8 セメント・モルタル吹付（対象　無）

9 水抜孔（対象　無）

現場説明書（令和7年10月1日以降適用）

工事名：R8鳴土　瀬戸港線　鳴・瀬戸北泊　側溝修繕工事

10 種子吹付（対象　無）

11 植栽樹木の植え替え義務（対象　無）

12 使用材料の品質、規格、性能等（対象　無）

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等（対象　無）

14 使用材料の品質規格等（製品名表示）（対象　無）

15 県産木材の使用（県産木製型枠以外）（対象　無）

16 新技術の活用について（対象　無）

17 アスファルト舗装工事（施工途中の交通開放）（対象　無）

18 橋梁修繕工事（伸縮装置取替）（対象　無）

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/